O_{29} ＝ 0.0010

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 15 年度から平成 29 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 16 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 15 年度から平成 29 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 15 年度から平成 29 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{15} ＝ 0.048

Q_{16} ＝ 0.045
Q_{17} ＝ 0.047
Q_{18} ＝ 0.046
Q_{19} ＝ 0.046
Q_{20} ＝ 0.046
Q_{21} ＝ 0.045
Q_{22} ＝ 0.045
Q_{23} ＝ 0.027
Q_{24} ＝ 0.026
Q_{25} ＝ 0.026
Q_{26} ＝ 0.025
Q_{27} ＝ 0.002

Q_{28} ＝ 0.0025
Q_{29} ＝ 0.0025

R_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た国営

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 11 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 11 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 11 年度から平成 28 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{14} ＝ 0.047
Q_{15} ＝ 0.046

Q_{16} ＝ 0.045
Q_{17} ＝ 0.047
Q_{18} ＝ 0.046
Q_{19} ＝ 0.046
Q_{20} ＝ 0.046
Q_{21} ＝ 0.045
Q_{22} ＝ 0.045
Q_{23} ＝ 0.027
Q_{24} ＝ 0.026
Q_{25} ＝ 0.026
Q_{26} ＝ 0.005
Q_{27} ＝ 0.002

Q_{28} ＝ 0.0025

R_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た国営